

調査に関するQ & A

| 番号 | 事項 | 質問内容 | 回答 |
|----|------------|---|--|
| 1 | 調査対象について | 今回の調査対象となる建築物は何か。 | 平成18年8月31以前に新築の工事に着手した建築物とその他の工作物が対象となります。平成18年9月1日以降に新築の工事に着手した建築物の場合は、調査票によりその旨を回答してください。 |
| 2 | 調査対象について | 事業者が所有する建物の一部が調査対象施設種別に該当する場合、建物の一部のみが分析調査の対象となるのか。それとも建物全体が対象となるのか。 | 建物のうち、その事業を実施している部分のみが対象となります。 |
| 3 | 調査対象について | 賃貸物件で事業所を運営している場合、石綿等の調査及び除去等の措置義務は建物の貸主にあるのか。それとも事業所を運営している事業者にあるのか。 | 石綿障害予防規則第10条において、事業者が除去等の措置を講じなければならないと規定されています。 |
| 4 | 調査票の作成について | 厚労省の事務連絡には、様式1-1と様式1-2を提出するようにとあるが、どこにあるのか。 | 回答しやすいように様式1-1と様式1-2を一体化した兼用の調査票をご準備しました。インターネット上のアンケートフォーム又はFAXにてご回答ください。いずれの方法でも回答項目は同じです。 |
| 5 | 調査票の作成について | 同一建物内において、複数サービスを実施している場合、サービスごとに建物単位で調査票を作成するのか。それともサービスごとに指定を受けている区画単位で調査票を作成するのか。 | 建物内でサービスごとに指定を受けている区画を分けられる場合は、サービスごとに指定を受けている区画単位で調査票を作成ください。 |
| 6 | 調査票の作成について | 同一建物内の同じ部屋において、例えば障害と高齢の双方に指定を受けている居宅介護・訪問介護事業所の場合、サービスごとに調査票を作成するのか。どちらか主の方で調査票を作成するのか。 | それぞれサービスごとに調査票を作成ください。 ※同内容で回答していただくこととなります。 |
| 7 | 調査票の作成について | 賃貸物件で事業所を運営している場合、事業者が建物の貸主に確認をとって調査票を作成することとなるのか。また、本調査について貸主に協力いただけない場合の調査票の回答は「分析調査の予定について」を「依頼予定」と回答すればよいか。 | 前段部分については、お見込みのとおりです。 また、後段部分についても、お見込みのとおり、「依頼予定」で回答いただくこととなります。 |

| 番号 | 事項 | 質問内容 | 回答 |
|----|------------|---|---|
| 8 | 調査票の作成について | 総務省調査では、吹付けアスベスト等とアスベスト含有保温材等で調査票が分かれているが、本調査では吹付けアスベスト等とアスベスト含有保温材等を区分せずに回答することでよいか。 | お見込みのとおり、区分せずに回答をお願いします。 |
| 9 | 調査票の作成について | 調査時点は令和3年12月1日とされているが、12月2日以降報告時点までに状況に変化があった場合（措置を行った場合等）は、当該最新の状況を報告すればよいか。 | 今回の調査では、あくまで、12月1日の時点での状況を報告していただくようお願いします。 ※今後フォローアップ調査が実施された場合に措置を行ったものとして回答していただくこととなります。 |
| 10 | 調査票の作成について | 「措置等の状況について」の「除去等の措置済」とは、どのような状態を示すのか。 | 「除去状態」のほか、「封じ込め状態」（※1）又は「囲い込み状態」（※2）の状態のことを言います。 （※1）アスベスト含有建材をそのまま残し、薬剤等によりアスベストの表層等を固着化して、粉じんが飛散しない状態。 （※2）アスベスト含有建材が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆われ、粉じんが飛散しない状態。 |
| 11 | 調査票の作成について | 「措置等の状況について」の「アスベストの飛散がない状態」とは、どのような状態を示すのか。 | 「除去等の措置済」ではないが、アスベスト含有建材の損傷、劣化等による粉じんの飛散がなく、ばく露のおそれがない状態のことを言います。 |
| 12 | 調査票の作成について | 「措置等の状況について」の「除去等の措置未実施」とは、どのような状態を示すのか。 | 「除去等の措置済」ではなく、アスベスト含有建材の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある状態のことを言います。なお、「除去等の措置未実施」については、直ちにアスベストの除去等を行うなど、法令に基づき適切な措置を講じる必要があります。 |
| 13 | 調査票の作成について | 「アスベストが使用されている場所について」の「日常利用する場所」とはどこを示すのか。 | 入所者又は職員等が常時利用する場所のことを言います。 |
| 14 | 調査票の作成について | 「アスベストが使用されている場所について」の「その他の場所」とはどこを示すのか。 | 「日常利用する場所」以外の全ての場所のことを言います。 |
| 15 | 調査票の作成について | 「除去等の措置予定について」の「措置予定」とはどのような状態のことか。 | 工事中及び具体的に工事日程が決まっている状態です。また、工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所について利用を停止し封鎖している場合も含まれます。 |
| 16 | 調査票の作成について | 「除去等の措置予定について」の「未定」とはどのような状態のことか。 | 「措置予定」以外の状態です。 |

| 番号 | 事項 | 質問内容 | 回答 |
|----|------------|--------------------------|--|
| 17 | 調査票の作成について | 分析調査を行いたいが、実施機関を教えてください。 | 公益社団法人日本作業環境測定協会のホームページで公表しておりますので、参考にしてください。 https://www.jawe.or.jp/link/sokuteikikanichiran7.html |
| 18 | その他 | アスベストについて相談したいときは | 本市公式ホームページをご覧ください。 「アスベストについて相談したいときは(相談窓口一覧)」 https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000005791.html |